

議案第五十五号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十三年五月二十七日

三朝町長 坂 圭 己

昭和四拾参年五月諸七日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄



三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四 共済掛金率之欄及び計欄中

	之欄	計欄		之欄	計欄
成乳牛	四七%	一〇.三%	成乳牛	四九%	一〇.五%
畜成乳牛	三七%	六三%	畜成乳牛	三九%	六五%
肉用種雄牛	一三%	五九%	肉用種雄牛	一四%	六〇%
肉用牛	一四%	三三%	肉用牛	一五%	三三%
一般馬	三三%	一三.〇三%	一般馬	三三%	一三.一三%
産豚	三七%	一四.五三%	産豚	三八%	一四.六三%

に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和四十三年五月一日より適用する。